

金沢市女性センターご利用の手引き

目次

1 金沢市女性センターの目的	1
2 登録団体への支援	1
3 団体登録について	
(1)登録の要件	2
(2)利用の制限	2
(3)登録の申請	3
(4)登録の決定	3
(5)登録の有効期間	3
(6)登録の取り消し	3
4 登録の更新・変更等について	
(1)登録を更新する場合	3
(2)登録内容を変更したい場合	4
(3)登録を取りやめたい場合	4
5 金沢市女性センターの利用について	
(1)利用者の遵守事項	4
(2)利用時間	4
(3)利用できる施設	5
(4)備品の貸し出し	5
(5)予約方法	6
(6)利用当日のながれ	7
(7)破損・紛失について	7
(8)利用の取消し	8
(9)入館の制限	8
(10)お願い	8

1 金沢市女性センターの目的

金沢市女性センター(以下、「女性センター」といいます。)は、男女共同参画社会の形成の促進に資するために設置されている施設です。この目的に沿った活動をする団体を登録し、その活動を支援しています。

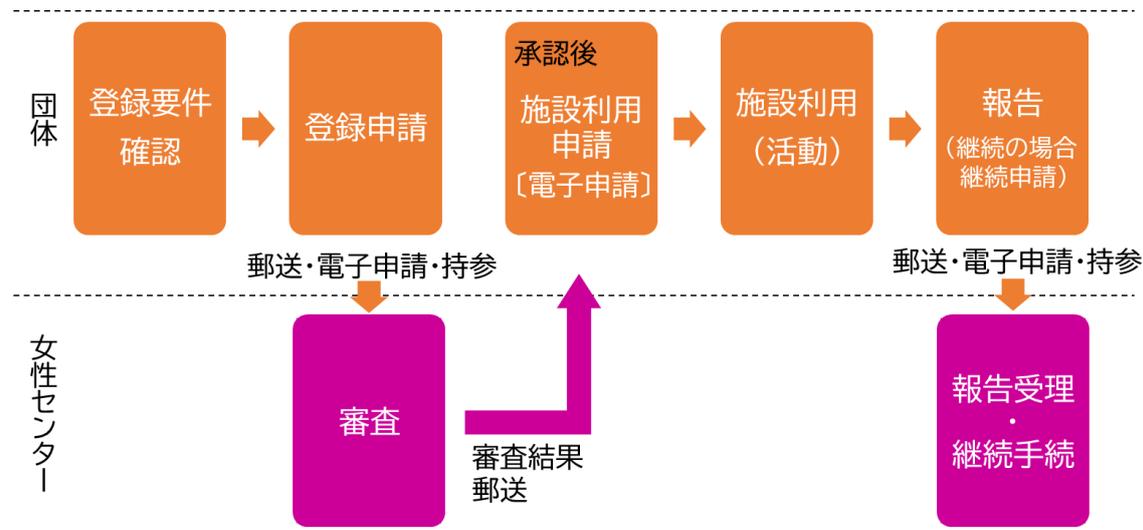
2 登録団体への支援

登録団体は、次の支援を受けることができます。

- ① 女性センター施設を団体の活動の場として提供(無償)
- ② 女性センターホームページ及び館内掲示板において、登録団体及び登録団体の活動に関する情報発信
- ③ 男女共同参画の推進に関する情報の提供

3 団体登録について

団体登録から報告までの流れ



申請書等の提出先

金沢市女性センター

〒920-0861 金沢市三社町1番44号 石川県女性センター3階

jyosei@city.kanazawa.lg.jp

■ (1)登録の要件

登録できる団体は、次の要件をすべて満たす団体です。

- ① 男女共同参画に関する活動を行う団体であること。
- ② 構成員が10人以上で、原則、構成員の概ね 7 割以上が金沢市内に住所を有する女性であること。※1
- ③ 団体として定期的に継続する活動を行っていること。
- ④ 営利を目的としない団体や法人であること。※2
(指導者が業として行う利用をしないことを含む)
- ⑤ 特定の政党または宗教の支持を目的とする団体でないこと。
- ⑥ 金沢市が実施する男女共同参画の推進に関する事業に参加または協力できる団体であること。

※1 「男女共同参画に関する活動を行う団体」かつ市長が特に認めた場合(男性の家事育児参画推進を主たる活動とする団体など)であれば、女性であることを要しません。

※2 「指導者が業として行う利用」の例

- ・ 指導者が団体の代表者または利用申請者
- ・ 指導者が団体構成員の入退会に関与している。
- ・ 指導者が謝礼の額を決定し、徴収している。

■ (2)利用の制限

以下の場合、女性センターを利用することができません。

- ① 商品販売、商品の販売促進、その他営利行為をする利用
- ② 宗教活動、政治活動、組合活動の利用
- ③ 少人数での利用 (概ね5人以上必要)
- ④ 利用期間が長期にわたる、または利用しないのに長時間部屋を予約するなど、他の利用に妨げがあると認められるとき
- ⑤ 単に団体運営(総会、役員会等)のみを目的とした利用
- ⑥ 不特定多数の人(登録申請時の構成員以外の人)を募集する催しでの利用
(有料・無料を問わない)
- ⑦ 集団的に、または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき
- ⑧ 建物・設備等を損傷するおそれがあると認められるとき

⑨ その他、市長が利用を不相当と認めるとき

■ (3)登録の申請

登録の申請をしようとする団体は、以下の書類を提出してください。

- ① 金沢市女性センター登録団体申請書(様式第1号)
- ② 団体規約または会則
- ③ 会員名簿
- ④ 活動計画書
- ⑤ 前年度の活動報告書

■ (4)登録の決定

書類審査により登録の可否を決定し、申請した団体に後日郵送で結果を通知します。承認の場合、インターネットによる施設予約に必要なID(数字 8 桁)と暗証番号(数字 4 桁)も併せて通知します。

■ (5)登録の有効期間

登録の有効期間は、登録を決定した日から翌年の3月 31 日までです。

■ (6)登録の取り消し

次のいずれかに該当すると認められた場合は、団体の登録を取消します。

- ① 「3-(1)登録の要件」を欠いたとき
- ② 登録内容に虚偽その他不正な手段により登録を受けたとき
- ③ 支援目的で故意に団体を分割する行為をしたとき
- ④ 届出を怠ったとき
- ⑤ 女性センターの利用に際し、利用者の遵守事項を守らないとき
- ⑥ 上記のほか、市長が利用を不相当であると認めるとき

4 登録の更新・変更等について

■ (1)登録を更新する場合

有効期間満了後、引き続いて登録を受けようとする団体は、以下の書類を2月1日から2月28日までに提出してください。4月以降となった場合は、新たに 3-(3)の登録の申請を行ってください。

- ① 金沢市女性センター登録団体申請書(様式第 1 号)※3
- ② 会員名簿

- ③ 活動報告書（3月分は見込みで記載してください）
- ④ 更新年度の活動計画書

※3 女性センターから更新案内の郵送はいたしません。各自、申請書等をホームページからダウンロードするか、1月以降に事務室に受け取りに来てください。

■ (2)登録内容を変更する場合

登録の内容に変更が生じたときは、速やかに「金沢市女性センター登録団体登録内容変更届(様式第2号)」を提出してください。

■ (3)登録を取りやめたい場合

登録を取りやめるときは、「金沢市女性センター登録団体登録廃止届(様式第3号)」を提出してください。

5 金沢市女性センターの利用について

継続的な活動の場として、施設の貸し出し(無償)を行っています。
単発的な利用はできませんので、ご注意ください。

■ (1)利用者の遵守事項

女性センターご利用にあたり、以下の事項をお守りください。

- ① 利用後は、イスや机などを元の位置に戻す等、原状の回復を行うこと。
- ② 館内は、原則飲食しないこと(水分補給は除く)。ただし、研修室については、事情により認める場合もありますので、事前にご相談ください。
- ③ ごみは全て持ち帰ること。
- ④ 館内はすべて禁煙。また、所定の場所以外の場所で火気を利用しないこと。
- ⑤ 許可を受けずに所定の設備等以外の設備等を利用しないこと。
- ⑥ 許可を受けずに寄附金の募集をしないこと。
- ⑦ 許可を受けずに印刷物等を掲示しないこと。
- ⑧ その他女性センター職員の指示に従うこと。

■ (2)利用時間

月曜日から土曜日 9時～21時

日曜日 9時～17時

※休館日は、祝日および12/29～1/3です。

※土曜日、日曜日に祝日が重なった場合は、祝日を優先します。

■ (3) 利用できる施設

部屋名	面積	定員	備考
トレーニング室	119.3 m ²	30 人	シャワー室、更衣室あり
研修室	84.2 m ²	60 人	
実習室	60.3 m ²	24 人	
和室	8畳+4.5 畳+水屋	20 人	子どもの利用不可
相談室	28.8 m ²	15 人	
幼児室	46.6 m ²	20 人 (大人 10 人・ 子ども 10 人)	幼児トイレ、洗面台あり

- ・和室、実習室、トレーニング室、幼児室は、土足禁止です。靴(草履含む)を利用したの利用はできません。
- ・定員以上の人数でのご利用はご遠慮ください。
- ・幼児室を託児室として利用する場合は、子どもの年齢・人数に応じて必ず保護者や保育者が必要です。
- ・施設は、破損等がないよう大切に利用してください。

■ (4) 備品の貸し出し

施設利用時に以下の備品の利用ができます。

① 部屋に備え付けの備品

部屋名	備品名	数量	備考
トレーニング室	CD ラジカセ	2	
研修室	ロールスクリーン	1	天吊り
	椅子	60	
	会議用テーブル	20	W1800×D450×H700mm
	会議用コーナーテーブル	8	W1350×D450×H700mm
実習室	足踏みミシン	4	
和室	茶釜	1	
幼児室	ベビーベッド	1	

② 貸し出しできる備品

備品名	数量	備考
ワイヤレスマイク	1	アンプ付
アイロン	2	実習室に限る
更好棚	1	和室に限る
プロジェクター	1	備品予約が必要

- ・備品は大切に扱ってください。
- ・利用後は必ず元の位置に戻し、職員に報告してください。

・万が一、破損・紛失した場合は、必ず職員に申し出てください。

■ (5) 予約方法

団体申請承認の際に通知する ID 及びパスワードを利用して、下記サイトから予約を行ってください。

いーじーよやくかなざわ



検索 または



予約受付開始日

利用希望日の3ヶ月前の月の最初の開館日午前 9 時から予約できます。

例: 利用希望日が 8 月 18 日の場合 5 月 1 日午前 9 時から受付開始

※ 4 月分の予約のみ、1 月 4 日午前 9 時からの申し込みとなります。

予約する利用時間について

利用時間には、準備および片付けに要する時間を含みます。

予約時間前の入室や予約時間を超過しての利用はご遠慮ください。

利用しない時間帯まで部屋を予約することはご遠慮ください。

予約の決定

内容を審査の上、先着順で決定します。

「3-(2)利用の制限」に該当する場合は、利用の承認ができません。

キャンセルについて

利用しなくなった場合は、必ずキャンセルの手続きを早目に行ってください。

利用日の2日前までは、インターネットでキャンセルができます。

女性センター備え付けの「金沢市女性センター利用予約キャンセル票」を窓口へ提出、または FAX にてキャンセルすることも可能です。

利用日の前日または、やむを得ず当日キャンセルする場合は、事前に必ずご連絡ください。

代行入力について

インターネットによる予約ができない場合は、窓口で代行入力をいたします。

女性センター備え付けの「金沢市女性センター利用申請書」をご記入の上、窓口または FAX でご提出ください。ただし、土・日曜日または休館時間や休館日に提出の場合、代行入力日は下記のとおりとなります。代行入力を行うまでの間にインターネットを通じて別の団体から予約が直接入った時はご希望どおり取れない場合があります。あらかじめご了承ください。

また、電話や口頭での予約はお受けできません。その時点の空き状況の照会は可能です。

利用申請書の提出日	代行入力日
土曜日・日曜日	翌月曜日 (祝日の場合は、土日を除く次の開館日)
休館時間・休館日	翌開館日

登録更新承認までの予約について

翌年度以降の施設予約を行った場合、団体登録更新の承認決定となるまで仮予約となります。団体登録の更新が承認されなかった場合は、仮予約は取消しとなります。

■ (6) 利用当日のながれ



- 手順 1 事務室に立ち寄り、「団体名」「利用施設名」を申し出る。
「利用中プレート(団体名入り)」と「金沢市女性センター利用報告書(以下、報告書という)」を受け取る。
- 手順 2 利用施設ドアに「利用中プレート(団体名入り)」を掲示して利用する。
- 手順 3 利用後、施設・設備等を元の位置に戻すなど原状回復を行う。
(ごみは、お持ち帰りください。)
- 手順 4 記入した「報告書」の提出および「利用中プレート」の返却を行う。

■ (7) 破損・紛失について

施設や備品は、破損、紛失、汚損のないよう十分に注意してください。
万一、破損や紛失があった場合は、速やかに職員に連絡してください。
紛失、汚損、破損について、弁償していただく場合があります。

■ (8)利用の取消

以下の場合、女性センターの利用を取消します。

- ① 虚偽の申請があったとき
- ② 「3-(2)利用の制限」に該当するとき
- ③ 「5-(1)利用者の遵守事項」を守らないとき

■ (9)入館の制限

以下のいずれかに該当する者に対し、入館をお断りすることがあります。

- ① 風紀を乱し、または乱すおそれがあると認められる者
- ② 他人に危害を及ぼし、または他人の迷惑となる物品または動物(盲導犬、聴導犬、介護犬等を除く)の類を携帯する者
- ③ その他管理上支障があると認められる者

■ (10)お願い

- ・ 駐車場に限りがありますので、出来る限り公共交通機関をご利用いただくか、車の乗り合わせでのご来館にご協力をお願いします。
- ・ 隣接の他施設の駐車場や区画外の駐車は絶対にしないでください。
- ・ 女性センターでは、さまざまなセミナーなどを実施しています。男女共同参画社会の推進のため、女性センター事業への参加等にご協力をお願いいたします。

金沢市女性センター

〒920-0861 金沢市三社町1番44号(石川県女性センター3階)

Tel 076-223-1265 Fax 076-223-6299

Mail jyosei@city.kanazawa.lg.jp

令和5年4月